



教えて！議会のこと⑨

吹田市イメージキャラクター
すいたん

「市議会の権限」

市議会には、さまざまな権限が与えられていますが、今回はそのうちの主なものを紹介します。

議決権

最も基本的な議会の権限で、条例の制定や改廃、予算を定めること、決算を認定すること、重要な契約の締結などについて、結論を出す(議決する)権限をいいます。



選挙権

議長、副議長、選挙管理委員などを選挙する権限をいいます。

同意権

副市長、監査委員、教育長、教育委員会委員、公平委員会委員などの選任について、同意を与える権限をいいます。



検査および監査請求権

議会が市の行政を監視する一つの方法で、市の事務が議会の議決どおり執行されているかを検査したり、監査委員に監査の請求をしたりする権限をいいます。

調査権

議会が市の事務に関する調査を行う権限をいいます。

意見書提出権

議会が市の公益に関する事柄について、国などの関係機関に対し、意見書を提出する権限をいいます。(意見書については、12面に特集記事を掲載しています。)

請願の受理権

市民の要望や意見を市の行政に反映させるため、市民から提出された請願を受け付け、審議し、処理する権限をいいます。



教えて！議会のこと⑩

「意見書・決議」

「意見書」とは、地方自治法第99条に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、国会（衆議院および参議院）や関係行政庁に対し、地方公共団体の機関としての議会の意思を意見としてまとめて提出する文書のことです。議員から市会議案として本会議に提出され、審議の結果、可決された場合に国会などに提出します。

「決議」とは、議会が行う事実上の意思形成行為で、議会の意思を対外的に表明するなどの目的で行う議決のことですが、法的な根拠はありません。また、決議の種類の一つである「附帯決議」とは、議案を議決するにあたって、議会の留意事項等の意見として付すものをいいます。

本定例会で可決した意見書の概要は、15面に掲載しています。
 （意見書の詳細な内容は市議会ホームページをご覧ください。）



政務活動費に関する情報を公開しています

政務活動費とは、地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として交付されるものです。本市では、「吹田市議会政務活動費の交付に関する条例」を定め、会派に対して、議員1人当たり月額11万円を交付しています。

交付を受けた会派は、年度終了後30日以内に、収支報告書に領収書等の証拠書類を添付した支払伝票および会計帳簿を添えて、議長に提出することが義務付けられています。本市では、提出された収支報告書等を議長が検査することにより、政務活動費の適正な運用と、用途の透明性の確保に努めています。

会派から提出された政務活動費の支出に係る領収書等や、政務活動費による行政視察（研修を含む。）の出張報告届等は、市議会ホームページに掲載しています。（詳しくは、「政務活動費収支報告」と「政務活動費出張報告」のページをご覧ください。）

